

日本リスク研究学会



The Society for Risk Analysis
Japan

リスクマネージャ養成プログラム認定制度 認定・審査の手引き

(第3版)

2013年

日本リスク研究学会

リスクマネージャ委員会

【目 次】

1. リスクマネージャ養成プログラム認定制度について.....	-1-
1-1. リスクマネージャ養成プログラム認定制度の概要.....	-1-
1-2. リスクマネージャ養成プログラム認定制度の目的.....	-1-
1-3. リスクマネージャ養成プログラムとリスクマネージャ.....	-1-
1-4. 認定・審査の主体.....	-1-
1-5. 認定・審査の対象.....	-3-
1-6. 認定の有効期限.....	-3-
1-7. 認定期間中の報告.....	-3-
1-8. 認定・審査の費用.....	-3-
2. 認定・審査の方針と方法・手順について.....	-4-
2-1. 認定・審査の方針.....	-4-
2-2. 認定・審査の方法.....	-4-
2-3. 認定・審査の手順.....	-5-
2-4. 認定・審査結果への説明申し立て.....	-7-
3. 認定・審査基準について.....	-8-
3-1. 教育プログラム達成目標に関する認定基準.....	-8-
3-2. 教育プログラム運営システムに関する認定基準.....	-9-
4. 情報公開について.....	-10-
5. 内容の変更の届出について.....	-11-
6. リスクマネージャ養成プログラム認定制度の継続改善について.....	-12-

別添 リスクマネージャ養成プログラム認定・審査関連資料

1. リスクマネジャ養成プログラム認定制度について

1-1. リスクマネジャ養成プログラム認定制度の概要

リスクマネジャ養成プログラム認定制度とは、日本リスク研究学会が定める認定・審査基準を満たす教育プログラムに対して、「リスクマネジャ養成プログラム」としての認定を行う制度である。認定主体は日本リスク研究学会であり、認定・審査は日本リスク研究学会内に設置されるリスクマネジャ委員会に委託される¹。教育プログラムが認定・審査基準を満たしていると判断された場合、日本リスク研究学会により、教育プログラムの運営主体（以下、運営主体という）に対してリスクマネジャ養成プログラム認定書が発行される。

1-2. リスクマネジャ養成プログラム認定制度の目的

日本リスク研究学会によるリスクマネジャ養成プログラム認定制度は、下記を目的とする。

- (1) 運営主体における教育プログラムの一定レベル以上の継続的な質を保証すること
- (2) 認定のプロセスを通じて、教育プログラムの自律的な継続改革・改善を促すこと
- (3) 「リスクマネジャ」²が広く社会の支持を受けられるように支援すること
- (4) 社会におけるリスクマネジメントに関する知見の発展に貢献すること

1-3. リスクマネジャ養成プログラムとリスクマネジャ

日本リスク研究学会の定める認定・審査基準（「3. 認定・審査基準について」を参照）を満たす教育プログラムは、リスクマネジャ養成プログラムとして認定され、「リスクマネジャ養成プログラム認定書」が発行される。プログラム認定を受けた教育プログラムを修了したもののうち、日本リスク研究学会にリスクマネジャ登録をしたものは、日本リスク研究学会により「リスクマネジャ（*）」（以下、（*）は省略する）の称号が授与される³。

1-4. 認定・審査の主体

認定・審査の主体は、日本リスク研究学会である。日本リスク研究学会は、日本リスク研究学会内に常設されるリスクマネジャ委員会に対し、教育プログラムに対する認定・審査を委託する。リスクマネジャ委員会は同委員会委員を中心に審査チームメンバーを選出し、審査チームは教育プログラムの認定・審査の実務を実施する（図1参照）。なおリスクマネジャ委員会および審査チームは下記に定める「リスクマネジャ委員会・審査チームの構成基準」に従って構成される。

¹ 今後の認定制度の発展状況に応じて、認定主体および認定・審査委託先は変更することがある。但し、認定主体、認定・審査委託先が変更になった場合でも、教育プログラムが認定を受けた期間中は認定書の有効性は保証される。

² 日本リスク研究学会が認定したリスクマネジャ養成プログラムを修了したもののうち希望者は、リスクマネジャとして日本リスク研究学会に登録される。なお登録に当たり、プログラム運営主体に申請者のリスクマネジャ養成プログラムの履修状況（成績等）について確認を行うことがある。

³ 「リスクマネジャ（*）」の（*）内は称号区分を表し、教育プログラムにおけるカリキュラムの特色を示すものである。教育プログラムの運営主体が申請時に希望の称号区分を申請するものとするが、カリキュラムに特徴・偏りなどがあると判断される場合には、協議の上で最終的な称号を決定するものとする。

リスクマネージャ委員会・審査チームの構成基準

- (1) リスクマネージャ委員会は、リスクマネージャ委員会規程（平成 22 年 5 月 20 日制定、平成 24 年 3 月 29 日改正）に従い委員長 1 名を含め、原則として 5 名以下の委員で構成され、日本リスク研究学会会長により任命される。
- (2) 審査チームは、リスクマネージャ委員会委員を中心として、原則として審査チームリーダー1名、審査チームメンバー2名で構成され、リスクマネージャ委員会委員長により任命される。
- (3) リスクマネージャ委員会および審査チームには、教育プログラムの希望する称号区分に応じて外部の専門家を追加することができる。また必要に応じて議決権の無い顧問、オブザーバを加えることができる。
- (4) リスクマネージャ委員会は、任命された委員の過半数の出席(委任状を含める)で成立し、参加者の3分の2以上の賛成で認定・審査の結果を議決する。
- (5) リスクマネージャ委員会委員は、原則として日本リスク研究学会の正会員であること。またリスクマネジメント関連分野において適切な専門能力を有すること。ただし、学会長が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (6) 認定委員会委員は、原則としてリスクマネジメント関連分野に対して適切な専門能力を有すること。
- (7) 認定・審査の厳正・公正を期するため、運営主体に関わる教員は自身が所属する機関を対象とする認定・審査には参加できないものとする。
- (8) リスクマネージャ委員会委員の氏名は学会 HP 上などで公表される。

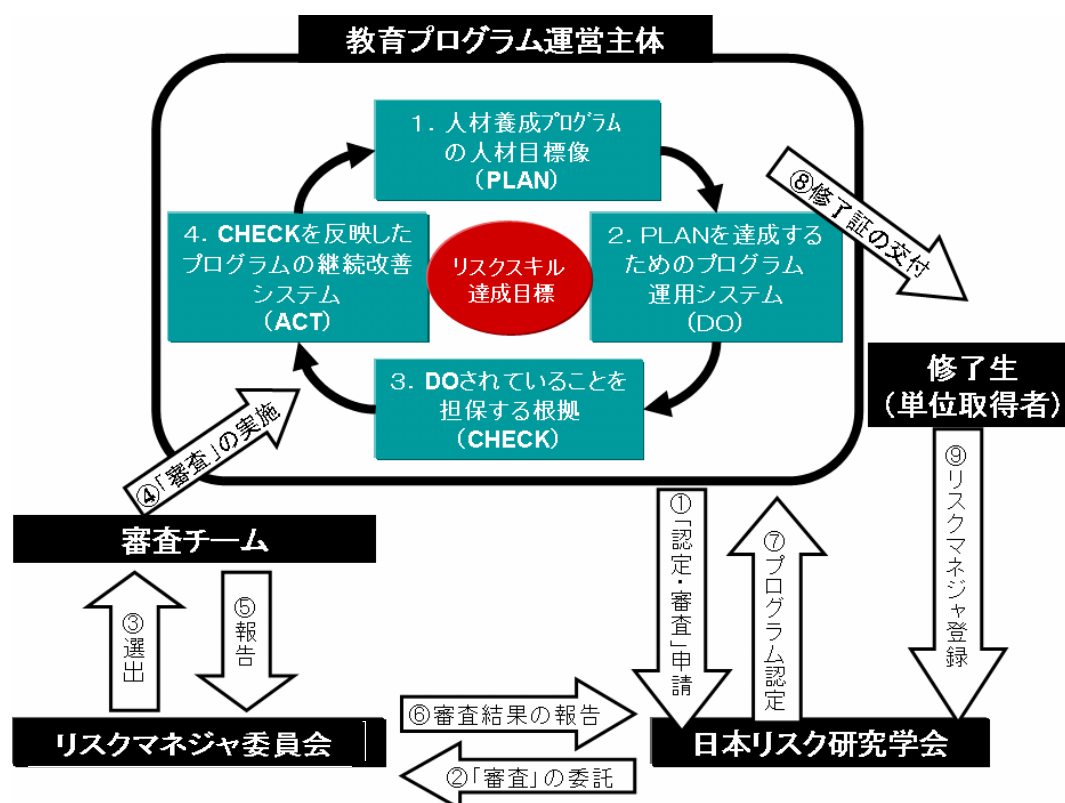


図 1. リスクマネージャ養成プログラム認定システム概念図

1-5. 認定・審査の対象

認定・審査の対象となる教育プログラムは、当面以下の条件を満たすこととする。

- (1) 国公立大学法人、独立行政法人、大学共同利用機関法人、学校法人の教育プログラムであること。なお、リスクマネジャを養成する教育プログラムであれば、研究科・専攻・領域は問わない。
その他の法人が実施する場合でも、日本リスク研究学会が認める教育プログラムとリスクマネジャ委員会が認め、理事会の承認があればこの限りではない。
- (2) 日本リスク研究学会が認める教育プログラムであること。

1-6. 認定の有効期限

認定の有効期間は、原則として認定された年度からプログラムの終了までとする。

ただし、教育プログラム運営主体から認定辞退の申出があった場合、また日本リスク研究学会が認定取り消しを決めた場合、その時点で認定期間は終了するものとする。

1-7. 認定期間中の報告

認定期間中は、シラバス等の改善、リスクマネジャの登録状況、登録後のリスクマネジャの活動状況について、教育プログラム運営主体とリスクマネジャ委員会との間で、2年ごとに意見交換を行い、日本リスク研究学会に報告することとする。

1-8. 認定・審査の費用

運営主体は認定・審査の申請時に、日本リスク研究学会に対して、認定・審査実施に必要な認定・審査料を支払う必要がある。認定・審査料は、プログラム責任者もしくは申請担当者いずれかが日本リスク学会員の場合は1プログラムあたり1万円、どちらも非会員の場合は1プログラムあたり3万円とする。運営主体からの聞き取り調査や現地調査が必要な場合、旅費は運営主体が負担する。

2. 認定・審査の方針と方法・手順について

2-1. 認定・審査の方針

認定・審査は、以下の方針に基づいて行われる。

- (1) リスクマネージャ養成プログラムの認定・審査は、教育プログラムがリスクマネージャを養成するための十分な達成目標および運営システムを有するかに関して、日本リスク研究学会が定める認定・審査基準に沿っているかという視点で行われる。
- (2) リスクマネージャ委員会による認定・審査は、主として運営主体が提出する資料等に基づいて、認定・審査基準に対する適格性の視点から評価される。
- (3) 認定・審査は、運営主体における教育プログラムの発展・継続改善のための知見を得ることを目的としており、説明要求・指摘等は教育プログラムの発展を促すような観点から行う。

2-2. 認定・審査の方法

認定・審査は、運営主体と日本リスク研究学会、リスクマネージャ委員会、審査チームの間で、下記の認定・審査方法で行われる。

[1]審査に関して

審査に際し、運営主体は審査に必要な情報が記載された資料等を審査チームに提出する。審査チームの各メンバーは、認定・審査申請関連書類等々を評価し、「資料④：審査チーム評価書」を記載する。審査チームリーダーは審査チームのメンバーと協議の上、評価に当たりさらなる情報が必要と判断した場合、運営主体に求めることができる。

審査チームリーダーは各メンバーから提出された「資料④：審査チーム評価書」の結果を集約し、教育プログラムが日本リスク研究学会の定める認定・審査基準を満たしているかの視点から「資料⑤：総括報告書」にとりまとめ、リスクマネージャ委員会に報告する。

リスクマネージャ委員会での協議後、同委員会委員長は、総括報告結果を教育プログラムの運営主体へ通知する。運営主体は、総括報告書の内容や判定結果に合意できない場合には委員長に対して説明申し立てを行うことができる。説明申し立てに関する協議を重ねても合意に達しない場合には、その過程を明示した上で、説明申し立てに対する回答を理由と共に公表し、日本リスク研究学会に報告することができる。

[2]認定可否の採択に関して

日本リスク研究学会は、日本リスク研究学会理事会において、リスクマネージャ委員会委員長から報告された総括報告書を審議し、認定の可否を決定する。日本リスク研究学会は運営主体に対して最終的な認定の可否を通知して、認定可の場合には「資料⑦：リスクマネージャ養成プログラム認定書」を発行する。

2-3. 認定・審査の手順

認定・審査は、下記に示す手順に従って実施される。

[A] 申請

- [1]運営主体は認定・審査における「申請担当責任者」を任命し、日本リスク研究学会に対して、認定・審査申請関連書類の請求を行う。
- [2]日本リスク研究学会は、運営主体に対して認定・審査申請関連書類（「資料①：リスクマネージャ養成プログラム認定・審査の手引き」、「資料②：リスクマネージャ養成プログラム認定・審査申請書」、「資料③：リスクマネージャ委員会連絡先」、「資料④：審査チーム評価書」、「資料⑤：総括報告書」）を送付する。
- [3]運営主体は、日本リスク研究学会に対して、「資料②：リスクマネージャ養成プログラム認定・審査申請書」を作成し、提出する。
- [4]日本リスク研究学会は、「1-4. 認定・審査の主体」に記載された要件に従ってリスクマネージャ委員会へ教育プログラムの審査を委託する。
- [5]リスクマネージャ委員会委員長は、「1-4. 認定・審査の主体」に記載された要件に従って、審査チームメンバーを選出し、審査の実務を依頼する。

[B]審査

- [6]審査チームリーダーは、運営主体に対し、審査に必要な情報が記載された書類の提出を依頼するとともに、審査結果の回答期限などの日程調整を行う。
- [7]運営主体は、「資料③：リスクマネージャ委員会連絡先」に記載された審査チームリーダーに対して、審査に必要な情報が記載された資料を送付する。
- [8] 審査チームリーダーおよび各メンバーは、「2-1. 認定・審査の方針」に従って、運営主体によって提出された資料を基に教育プログラムを評価し、「資料④：審査チーム評価書」を作成する。
- [9]審査チームリーダーは、審査チームの各メンバーと審議の上、運営主体により提出された資料により全項目が評価可能であったかを判断する。全項目の評価にはさらなる情報が必要と判断した場合、運営主体に求めることができる。必要な情報を記載した資料等が存在しない、あるいは何らかの理由で閲覧が許可されない場合は、運営主体からの聞き取り調査や実地調査等を行い、情報を収集する。
- [10] 審査チームリーダーは、各メンバーからの意見をとりまとめた「資料⑤：総括報告書」を作成し、リスクマネージャ委員会に報告する。

[C] 認定

- [11] リスクマネージャ委員会は、審査チームから提出された「資料⑤：総括報告書」を審議した後に、認定・審査の結果を運営主体に送付する。
- [12] 運営主体は「資料⑤：総括報告書」を確認し、異議がある場合には、リスクマネージャ委員会委員長に対して説明申し立てを行うことができる。同委員会委員長は、説明申し立てに対して追加説明資料等の要求を行うことができる。運営主体およびリスクマネージャ委員会委員長は、双方が審査結果に合意するまで協議のプロセスを繰り返す。但し、説明申し立てに関する協議を重ねても合意に達しない場合には、リスクマネージャ委員会は協議の過程を明示した上で、説明申し立てに対する回答を理由と共に公表し、結論とすることができる。
- [13] リスクマネージャ委員会委員長は日本リスク研究学会理事会に対して、「資料：⑤総括報告書」を報告する。
- [14] 日本リスク研究学会理事会は、リスクマネージャ委員会委員長からの報告を基に、認定の可否の審議を行った後、運営主体に対して「資料⑥：審査結果通知書」を送付し、認定の可否の通知を行う。また認定可の場合には、運営主体に対して「資料⑦：リスクマネージャ養成プログラム認定書」も同時に送付する。

表1 リスクマネージャ養成プログラム認定までの流れ

運営主体	リスクマネージャ委員会 (T)：審査チームによる審査	日本リスク研究学会	
[1]申請担当責任者の任命、認定・審査関連資料の請求		[2]認定・審査関連書類の送付	申請
[3]認定・審査書の提出、審査料の支払い		[4]リスクマネージャ委員会への委託	
	[5]審査チームの編成・実務依頼		審査
	[6]運営主体との日程調整 (T)		
[7]認定・審査関連資料作成と送付			
	[8]審査チーム評価書作成 (T)		
	[9](必要に応じて)追加資料要求や実地調査を実施(T)		
	[10]総括報告書作成(T)		
	[11]総括報告書の審議と運営主体へ送付		
[12] (必要に応じて) 説明申し立ておよび追加・補足資料再提出			
	[13]総括報告書の学会理事会への報告		
		[14]理事会での可否決定、結果通知、認定書の発行	

2-4. 認定・審査結果への説明申し立て

運営主体は、認定・審査結果に追加説明・異議等がある場合は、日本リスク研究学会に対し、説明申し立てを行うことができる。但し、運営主体は内示を受けた後、決められた期日内に説明申し立てを行わなければならない。期日内に説明申し立てがない場合には、認定の可否の結果に対して合意したものとする。また説明申し立てに関する協議を重ねても合意に達しない場合には、日本リスク研究学会はその過程を明示した上で、説明申し立てに対する回答を理由と共に公表し、結論とすることができる。

3. 認定・審査基準について

認定・審査基準は、「教育プログラム達成目標に関する認定基準」に記載される「リスクマネジメント分野の修得すべき知識・能力」に従った達成目標の基準、および「教育プログラム運営システムに関する認定基準」に記載された教育プログラムを継続して成長させるための運営計画、体制、評価、継続改善等の基準の2つから構成される。教育プログラムはこれら2つの基準を満たす必要がある。

3-1. 教育プログラム達成目標に関する認定基準

日本リスク研究学会が定める「リスクマネジメント分野の修得すべき知識・能力」（表2参照）に対応した、教育プログラムの学習・教育目標が適切に設定されていること。

表2. 「リスクマネジメント分野の修得すべき知識・能力」一覧

(A) 分野横断的リスク理解力	リスク評価、リスクコミュニケーション、リスクマネジメントの基本概念を理解した上で、適切なリスクセンスで対応する基礎的な能力を有する。 学際的かつ分野横断的なセンス（捉え方）でリスクに対する判断（意思決定）をする能力、リスクに関する社会的判断と自然科学判断の両方を熟慮し、両者の関連性やトレードオフを理解した上で、適切な判断を下すことのできる能力を有すること（リスクセンス）。
(B) リスク評価プロセス理解力	人間活動に伴う多様なリスクとそれぞれのリスク源を同定・把握し、解析・評価できる知識・能力を有すること。 専門的な知識・技術を総合化して、問題を認識するとともに、その課題を設定し、適切なプロセスに基づき解決する能力を有すること（リスクプロセス理解）。
(C) リスク対話力	個人、集団、組織の間のリスクに関する情報と意見の相互的なプロセスを理解し、利害関係の異なる立場との対話を通じてリスクの理解と問題解決を促す能力を有すること。
(D) リスクマネジメント力	対応するリスクに関する制度、リスク便益、リスクマネジメントに関するPDCAの一連のプロセスを理解した上で、調査や管理を計画、遂行し、結果を正確に解析・考察し、かつ説明し、対応行動をデザインする能力を有すること。

3-2. 教育プログラム運営システムに関する認定基準

リスクマネジメントに係る教育を効果的に行い継続的に改善するための運営計画、体制、評価、継続改善等に関わる下記の要件を満たす必要がある。

基準 1. 教育プログラム運営体制 リスクマネジメント分野の修得すべき知識・能力を学習するための運営能力を有する教育プログラムであること

基準 2. 受講生選定基準

資質・適性等を考慮した選定基準（アドミSSION・ポリシー）が設定された上で、公平・公正な入学支援体制があること

基準 3. キャリア・パス

設定された教育理念および学習・教育目標が、修了生のキャリア・パス等に考慮していること

基準 4. 社会・受講生のニーズ設定された教育理念および学習・教育目標が、社会や受講生のニーズを考慮していること

基準 5. 財務体制

認定期間に相当する教育プログラム運営期間内において、財務体制が整っていること

基準 6. 自己評価

講師・受講生の自己評価が、定められた評価基準・方法に従って実施されていること

基準 7. 相互評価

講師・受講生間での相互評価が、定められた評価基準・方法に従って実施されていること

基準 8. 継続改善システム

教育プログラムが自己評価および講師・受講生との相互評価を行い、評価結果を活用して継続改善を実施していること

基準 9. 情報公開

上記の項目が、必要に応じてプログラム関係主体並びに社会に公開されていること

4. 情報公開について

日本リスク研究学会による認定は、日本リスク研究学会のウェブサイトで情報公開される。公開項目は以下とする。

- (1) 教育プログラムの名称
- (2) 運営主体の名称および所在地
- (3) 称号区分

5. 内容の変更の届出について

運営主体において、教育プログラムの内容や組織構成等に大幅な変更があった場合には、運営主体は日本リスク研究学会に対して、速やかに届出を行う必要がある。日本リスク研究学会は、この変更が認定・審査の申請時に定められた教育プログラムの達成目標や運営システムに影響する可能性があると判断した場合には、運営主体に対して報告を求め、協議の上、認定の再審査または取り消しを決定することがある。

6. リスクマネージャ養成プログラム認定制度の継続改善について

本手引きに定められたリスクマネージャ養成プログラム認定制度に関しては、日本リスク研究学会が全責任を負う。また認定制度に変更があった場合には、変更項目およびその経緯を公開する。認定・審査基準、方針、方法・手順は、新たに得られた知見や時代に合わせて点検・見直しを継続的に行い、教育プログラムと共にリスクマネージャ養成プログラム認定制度も継続改善を目指すものとする。その際、委託先の充実拡大、認定をめぐる他学会・団体との連携の発展に伴い、それに応じて柔軟に変更するものとする。

別添 リスクマネージャ養成プログラム認定・審査関連資料

○リスクマネージャ養成プログラム認定・審査申請書

○審査チーム評価書

○総括報告書

リスクマネージャ養成プログラム認定・審査申請書

－プログラム基本情報－

プログラム情報	
プログラム名	
教育機関名	
称号名	
(ふりがな)	
所在地	
連絡先	
(ふりがな)	
プログラム責任者氏名	
所属・職名	
(ふりがな)	
住所	
電話番号/FAX	
メールアドレス	
(ふりがな)	
申請担当責任者氏名	
所属・職名	
(ふりがな)	
住所	
電話/FAX	
メールアドレス	

注：「申請担当責任者」には、日本リスクマネージャ委員会からの問い合わせに対応できる者の氏名、連絡先を記載すること

リスクマネージャ養成プログラム認定・審査申請書

－プログラムの概要－

1. プログラムの目的	
2. プログラムの特色	
3. カリキュラムの特色	
4. その他の特色	

審査チーム評価書

(2013年10月4日 日本リスク研究学会改訂)

教育機関名： * * * * *

プログラム名： * * * * *

希望称号名： * * * * *

提出日： * * * * *

リスクマネージャ委員会 倫理規定

1. リスクマネージャ委員には守秘義務があり、審査に関する情報に関して、日本リスク研究学会および教育プログラム運営主体関係者以外の第三者に口外してはならないこと。
2. 認定・審査に関連する資料は、関係者以外の第三者に対して、コピー・閲覧・貸し出しをしてはならないこと。
3. 委員に就任した場合、利益相反の事実がある場合は日本リスク研究学会に対して速やかに申し出ること。
4. 認定・審査に当たっては、公平・公正な審査を行うこと。
5. 上記に合意したものは、以下の欄に署名および捺印をすること。

上記の項目に同意します。

署 名 _____

印

A：教育プログラム達成目標に関する認定基準

項目	コメント	判定結果
(A) 分野横断的リスク理解力		
(B) リスク評価プロセス理解力		
(C) リスク対話力		
(D) リスクマネジメント力		

1：全く満たしていない, 2：一部満たしている, 3：満たしているが、不十分な点もある, 4：ほぼ満たしている, 5：十分満たしている

B：教育プログラム運営システムに関する認定基準

項目	コメント	判定結果
基準 1 教育プログラム 運営体制		
基準 2 受講生選定基準		
基準 3 キャリア・パス		
基準 4 社会・受講生の ニーズ		
基準 5 財務体制		
基準 6 自己評価		
基準 7 相互評価		
基準 8 継続改善システム		
基準 9 情報公開		

1：全く満たしていない，2：一部満たしている，3：満たしているが、不十分な点もある，4：ほぼ満たしている，5：十分満たしている

総括報告書

(2013年10月4日 日本リスク研究学会)

教育機関名： * * * * *

プログラム名： * * * * *

希望称号名： * * * * *

提出日： * * * * *

A：教育プログラム達成目標に関する認定基準

項目	コメント	判定結果
(A) 分野横断的リスク理解力		
(B) リスク評価プロセス理解力		
(C) リスク対話力		
(D) リスクマネジメント力		

1：全く満たしていない, 2：一部満たしている, 3：満たしているが、不十分な点もある, 4：ほぼ満たしている, 5：十分満たしている

B：教育プログラム運営システムに関する認定基準

項目	コメント	判定結果
基準 1 教育プログラム 運営体制		
基準 2 受講生選定基準		
基準 3 キャリア・パス		
基準 4 社会・受講生の ニーズ		
基準 5 財務体制		
基準 6 自己評価		
基準 7 相互評価		
基準 8 継続改善システム		
基準 9 情報公開		

1：全く満たしていない，2：一部満たしている，3：満たしているが、不十分な点もある，4：ほぼ満たしている，5：十分満たしている

リスクマネジャ養成プログラム 認定・審査結果報告書

リスクマネジャ認定委員会による認定・審査の結果、当該教育プログラムは以下と判定しました。

認定可

認定不可

プログラム名

責任者氏名

○年○月○日

一般社団法人 日本リスク研究学会
リスクマネジャ委員会委員長
印

リスクマネージャ養成プログラム認定・審査の手引き

2005年2月15日第1刷発行

2007年9月13日第2刷発行

2013年10月4日第3刷発行

発行：一般社団法人 日本リスク研究学会
リスクマネージャ委員会

会長：甲斐 倫明

日本リスク研究学会



The Society for Risk Analysis
Japan

一般社団法人日本リスク研究学会事務局
〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5
アカデミーセンター

TEL : 03-5389-3013 FAX : 03-3368-2822
